

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		生活衛生同業組合等に係る法人住民税の免除措置の適用
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人住民税:義(地税2)
② 上記以外の税目		-	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
《要望の内容》 非出資の生活衛生同業組合及び連合会(以下、「生衛組合等」という。)については、法人税法第2条第1項第6号に定める「公益法人等」であり、極めて公益性の高い法人であるため、法人住民税の均等割を課さない措置及び法人住民税の法人税割を課さない措置について、現行制度において公益性等により非課税とされている法人等と同様の適用を要望する。			
《関係条項》 —			
5	担当部局		厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和7年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		—
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生衛組合等は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下、「生衛法」という。)に基づき、国民の生活に密接に関係している生活衛生関係営業者(飲食業、理容業、美容業、旅館業、公衆浴場業及びクリーニング業等)が自主的に、衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図ることを目的に組織されている。 生衛組合等は、生活衛生関係営業者に対して、衛生措置の基準の遵守、感染症対策の徹底や危機管理対応及び経営の健全化のための指導、営業者の技術向上等を目的とした衛生管理等の研修や技術講習を行っている。 特に、近年では、長きにわたったコロナ禍での感染症対策や食中毒を未然に防ぐための HACCP 等の衛生管理の徹底をこれまで以上に強く求められる中で、現場単位で業種ごとの特性に応じてきめ細やかに営業者に対する指導や研修・技術講習等の実施を行う生衛組合等の担う役割の重要性、公益性はますます高まっている。 また、行政庁からの協力の求めに応じ、生活衛生関係営業に関する法律(食品衛生法、理容師法、美容師法、旅館業法、クリーニング業法等)の円滑な実施のため、各種届出・申請に関する指導、広報・周知

			活動等も行っている。 こうした中で、本税制措置により、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化を図り、継続的な事業活動を支援することは、生活衛生関係営業者に対する衛生管理の指導等の一層の促進につながり、我が国の衛生水準の維持向上に大きく繋がる。 《政策目的の根拠》 生衛法第 8 条第 1 項 生衛法第8条の2
	②	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置により、生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながる。 これにより、生活衛生関係営業者が消費者に対して、衛生的で安心なサービスの提供を行うことができる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化を図り、継続的な事業活動を支援することは、生活衛生関係営業者に対する衛生管理の指導等の一層の促進につながり、生活衛生関係営業者の衛生基準の遵守等が図られる。
10	有効性等	① 適用数	均等割(見込み) 令和7年度 257 件 令和8年度 257 件 令和9年度 257 件 ※令和 5 年末時点の非出資の生活衛生同業組合 248 件及び連合会 9 件の設置箇所数の合計。
		② 適用額	均等割(見込み) 令和7年度 18 百万円 令和8年度 18 百万円 令和9年度 18 百万円 ※令和 5 年末時点の非出資の生活衛生同業組合 248 件及び連合会 9 件の設置箇所数を基に、均等割の適用区分のうち資本金等の額を 1 千万円以下、市町村民税均等割の従業者 50 人以下で試算した合計額。なお、法人税法上の公益法人等に分類される非出資組合等であり、収益事業を行わないことを前提として法人税の徴収が無いことから、法人税割の適用額は0と試算。
		③ 減収額	均等割(見込み) 令和7年度 18 百万円 令和8年度 18 百万円 令和9年度 18 百万円 ※令和 5 年末時点の非出資の生活衛生同業組合 248 件及び連合会 9 件の設置箇所数を基に、均等割の適用区分のうち資本金等の額を 1 千万円以下、市町村民税均等割の従業者 50 人以下で試算した合計

			額。なお、法人税法上の公益法人等に分類される非出資組合等であり、収益事業を行わないことを前提として法人税の徴収が無いことから、法人税割の減収額は0と試算。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本税制措置を行うことにより、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながる。 衛生水準の維持向上により、生活衛生関係営業者が消費者に対して、衛生的で安心なサービスの提供を行うことにつながる。 その効果を、定量的に把握することは困難であるが、一つの参考指標としては、国内の食中毒の発生件数の減少等の状況により、衛生水準の維持向上の状況を評価することが考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置を行うことにより、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本税制措置を行うことにより、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながり、妥当な措置である。 その効果は、当該生活衛生同業組合等が指導する営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置を行うことにより、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながり、妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	生活衛生関係営業の振興等を図るために行う事業に対する補助金による支援により、生活衛生関係営業の振興等を図っている。これは、生活衛生同業組合等が組合員の衛生規制の遵守・衛生水準の維持・向上等に必要な研修や広報等を進めるために必要なソフト事業に対して補助するものである。 なお、国、都道府県等は各業に係る法律（食品衛生法、理容師法、美容師法、旅館業法、公衆浴場業及びクリーニング業法等）等により、国、都道府県等が国内の公衆衛生を確保していくために生活衛生関係営業者に衛生規制を遵守することを求めるものである。 生衛組合等に対しては、生活衛生関係営業者に対する衛生管理等の指導や研修・技術講習等の実施を行い、衛生施設の衛生水準の維持・向上を図ることが求められており、そのため補助金による組合の事業の推進とともに、税制により運営基盤の安定・強化が図られることで、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ること

			とつながる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置を行うことにより、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながり、その効果は、地域に密着した生活衛生関係営業者に広くつながるため、地方公共団体の公衆衛生確保に資するものであり、相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—